

令和6年度第3回沖縄県差別のない社会づくり審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和7年1月29日（水）13：00～15：10
- 2 場 所：沖縄県庁6階第1特別会議室
- 3 出席者：8名
 - (1) 委員：5名
 - 会 長 河井 耕治（沖縄弁護士会）
 - 委 員 矢野 恵美（琉球大学法科大学院 教授）
 - 委 員 小川 寿美子（名桜大学人間健康学部 教授）
 - 委 員 奈須 祐治（西南学院大学法学部 教授） オンライン参加
 - 委 員 池味 エリカ（沖縄弁護士会）
 - (2) 事務局：3名
こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 課長、担当班長、主査
- 4 公開・非公開の別 非公開
- 5 議題等
 - (1) 議題
「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について
性的指向又は性自認を理由とする不当な差別について
 - (2) 報告事項
「県民意識・差別の実態調査」について
沖縄県人権相談窓口等の運用状況について
議事概要について
- 6 会議経過・内容等
開会の後、司会による定足数の報告を行い、議事に入った。
 - (1) 議題
「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について
 - ア. 諮問済みの審議案件2件
 - イ. 新規申出について審議対象の可否確認1件

【審議結果】

- ・前回会議から継続審議となった2件の表現活動について、施行規則第10条第3項に基づき、議事決定された。
- ・新規申出について、事務局にて申出内容の資料について整理した上で次回改めて審議を行う。

- ・主な意見等は以下のとおり。
 - その国の外国人は必ず加害性がある行為をするという発言は、その国の外国人全体に対する著しい侮辱にあたる。
 - ヘイトスピーチを言った直後に撤回すればヘイトに当たらないというわけではない。打ち消し広告などの場合は、公正取引委員会などの基準に基づき、明確な撤回がない限り撤回と見なされない。今回の差別的言動の撤回とはネットから削除することである。
 - 一部特定の外国人に対する条件付きの発言であり、その国の外国人全体に対しての差別的言動ではない。
 - その国の外国人と地元住民の交流会に否定的な投稿である。
 - 表現活動の程度により判断が分かれるところ。
 - 該当性については、表現活動が切り取られた箇所だけでなく、表現活動全体を確認し、判断を行う必要がある。
 - 氏名公表することによって、公表された人は不利益が生じるので慎重に審議を行う必要がある。
 - 氏名公表の例外的判断ができないか。
 - 沖縄県は他自治体と人口の規模も違い、発言者の匿名性の強さの規模も違うため、規定の前提条件が大きく異なる
 - 公表することで、発言者の宣伝やアピールになってしまわないか。
 - 氏名公表は、一定の不利益処分にはなるが、意見聴取の機会もある。不利益の価値判断もわかるが、それを理由とした氏名公表の是非は問えない。

性的指向又は性自認を理由とする不当な差別について

県の住宅政策において、LGBTQの方が要配慮者に入っていなかったことについて、状況を確認。

事務局より所管課の対応状況を説明。

【審議結果】

- ・事務局の説明を受けて、了承。

(3) 報告事項について

「県民意識・差別の実態調査」について

- ・アンケート調査などの途中経過について、説明。

沖縄県人権相談窓口等の運用状況について

- ・令和6年9月～12月までの状況について確認。
 - ・本邦外出身者等に対する医療通訳について意見があった。

議事概要の公表について

- ・公表内容の確認。

7 閉会